

## 大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金交付要綱

### (目的)

- 第1条 大阪府は、公益的施設における太陽光発電設備の設置と、地域で活動する公益的団体の活動を支援するため、当該団体が、一部寄付等を募って太陽光発電設備を公益的施設に設置し、その施設と連携して次条第5号に定める地域環境活動を含む地域活動を行う事業に対し、大阪府環境保全基金を活用して予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公益的施設 大阪府内に位置する公共施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の公益的施設。
- (2) 公益的団体 営利を目的としない団体であって特定非営利活動法人、公益法人、市民団体、自治会、PTA、学校法人、社会福祉法人、その他公益を目的とする団体
- (3) 府民共同太陽光発電事業 公益的施設において必要なエネルギーとして電力を供給する太陽光発電設備を、府民等からの寄付又は出資金（これらに準じるものとして知事が認めるものを含む。以下「寄付金等」という。）を募り設置する事業
- (4) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを電気に換える設備であって、太陽電池モジュール、架台その他本事業を適正かつ安全に実施するために必要な付帯設備で構成するもの。
- (5) 地域環境活動 地域住民等に対して、環境保全に対する意識の醸成を図るために実施する環境学習等の活動

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の申請をすることができる者は、公益的団体であって、公益的施設において府民共同太陽光発電事業を実施し、かつ、その施設と連携して地域環境活動を実施する者とし、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 団体の本拠として府内に事務所等を有し、主として府内で活動していること。
  - (2) 定款又はこれに類する規約等を有し、代表者が明らかであること。
  - (3) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
  - (4) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
  - (5) 団体の活動の主たる目的が、宗教活動や政治活動でないこと。
  - (6) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。
- 2 前項に関わらず、この要綱に基づく補助事業による太陽光発電設備が設置されている公益的施設における事業の実施については申請できないものとする。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条第3号で定義する府民共同太陽光発電事業であって、以下の要件を満たすものとする。

- (1) この事業を実施するための府民等からの寄付金等の総額が、申請する団体の初期負担額（第6条の規定に基づく補助対象経費から、第7条の規定に基づく補助額を控除した額）の10分の1以上、かつ、寄付又は出資する者の総数が10以上であること。
- (2) 設置する公益的施設が、この要綱に基づき申請を行う公益的団体が所有、管理（地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）第244条の2第3項の規定に基づく指定を

受けた管理を除く)又は占有する施設でないこと。

(補助対象設備)

第5条 補助の対象となる太陽光発電設備(以下「対象設備」という。)は、次の各号の要件に適合したものとする。

- (1) 公益的施設に連系され、発電される電力が主として当該公益的施設において使用されるものであること。
- (2) 設置前において使用に供されていないものであること。
- (3) 電力会社と系統連系するものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費として別表に掲げる経費とする。

- 2 国等の補助制度と併用する場合、並びに、公益的施設の所有者、管理者又は占有者(以下「公益的施設の所有者等」という。)が経費の一部を拠出する場合における補助対象経費は、第1項の規定による経費から、当該補助額又は拠出額を控除した額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 補助限度額は1件当たり100万円とする。

(事業計画の応募)

第8条 補助金の交付を受けようとする公益的団体は、事業計画書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 定款又はこれに類する規約等
  - (2) 事業実施予定箇所の位置図
  - (3) 事業実施予定箇所の現況写真(2方向から撮影したもの)
  - (4) 対象設備の仕様書
  - (5) 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- 2 知事は、事業計画書提出受付期間終了後すみやかに、提出された各事業計画について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会の審査を踏まえ、当該年度の事業として採択または不採択を決定し、その結果を事業計画書の提出者に通知するものとする。
  - 3 前項に規定する採択の決定の通知を受けた事業計画書の提出者は、第4条に規定する金額及び人数に係る条件を満たす寄付金等を確保した場合には、規則第4条第1項の規定による申請をすることができる。

(補助金の交付申請)

第9条 前条第3項の規定による申請は、前条第2項の通知を受けた日から60日以内の期日までに交付申請書(様式第2号)により知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第8条第1項の規定に基づき添付した書類に変更がない場合における第1号から第5号に掲げる書類、又は事業の性格上、作成を要さない書類については、この限りではない。
  - (1) 定款又はこれに類する規約等
  - (2) 事業実施予定箇所の位置図

- (3) 事業実施予定箇所の現況写真（2方向から撮影したもの）
- (4) 対象設備の仕様書
- (5) 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (6) 国等の補助制度を併用する場合にあつては、その申請書の写し
- (7) 太陽電池モジュールを建築物に設置する場合にあつては、当該建物に係る登記事項証明書、当該建物の固定資産税にかかる公課証明書等、当該建物の所有者が確認できる書類の写し
- (8) 太陽電池モジュールを土地に設置する場合にあつては、当該土地に係る登記事項証明書等、当該土地の所有者が確認できる書類及び公図
- (9) 公益的施設の所有者等の承諾書（太陽光発電設備設置、電力会社との電気受給契約及び余剰電力の販売契約の締結、並びに、補助事業に係る証拠書類等の提供の承諾）（様式第3号の2）
- (10) 公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合にあつては、当該施設を管理又は占有する権限を有することを証する書類の写し
- (11) 確保した寄付金等が第4条に規定する条件を満たしていることを証する書類（様式第3号の3）
- (12) 規則第2条第2号に関する要件確認申立書（様式第3号）
- (13) その他知事が必要と認めるもの

#### （補助金の交付決定）

第10条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があつた場合は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請書の提出者に対して通知するものとする。

#### （補助事業の変更等）

第11条 規則第6条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は、対象経費の配分において、所要額相互間で、それぞれ20%以内の配分の変更であつて、補助金交付額の増がないものとする。

- 2 規則第6条第1項第2号に規定する知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置する太陽光発電モジュールの公称最大出力の合計値（小数点第3位以下の値を切り捨て処理後の小数点第2位までの数値）の増減が20%以内のもの
- (2) 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

- 3 前条第2項の規定に基づく補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 知事は前項の規定により申請のあつた当該変更（中止・廃止）承認申請について審査し、その内容を認めるときは、補助金変更（中止、廃止）交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に対して通知するものとする。

#### （補助金の交付の申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取下げようとするときは、第10条第2項の規定による通知を受け取った日から起算して30

日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 知事は、前項による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第16条及び第17条の規定により、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 前項に基づく命令を受けた場合には、補助事業者は、当該命令を受けた日から10日以内に返還しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による報告にあたっては、補助事業者は、実績報告書(様式第7号)を、補助事業の完了した日の翌日から30日後又は3月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し
- (2) 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- (3) 補助事業の実施状況を示す写真(施工中及び完成写真)
- (4) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (5) 電力会社との電気受給契約を証する書類の写し
- (6) 国等の補助金の交付決定通知書の写し(国等の補助制度を併用した場合に限る。)
- (7) 公益的施設の所有者等の拠出金がある場合は、その拠出の状況が確認できる契約書、覚書等の書類
- (8) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、規則第13条の規定に基づき当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。ただし、知事が対象設備の設置工事の履行完了を確認し、かつ必要と認めるときは、第10条の規定による補助金交付決定額の全部または一部を概算払いにより交付することができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに補助金交付請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付の決定通知を受け取った日以後、補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（環境活動報告等）

- 第17条 補助事業者は、太陽光発電設備の導入後5年間、設備を設置した公益的施設と連携して地域環境活動を毎年度実施しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の地域環境活動を実施した内容について、翌年度の4月末日までに環境活動報告書（様式第11号）により知事に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第18条 規則第19条第5号の知事が定める財産は、補助事業により取得した設備とする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、知事が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間とし、それ以外の場合にあつては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
    - （1）補助事業者が、対象設備設置場所の所有者等に対し、設備の全部を無償で譲渡するものであること。
    - （2）対象設備を設置した公益的施設の所有者等が、補助事業者と連携して、本事業の趣旨に沿った地域環境活動を行う体制が整備されていること。
    - （3）対象設備設置場所の所有者等が、前号に規定する体制によって、対象設備を譲り受けた後に行う地域環境活動の実施計画書を、次項の申請書に添付して知事に提出すること。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、処分の前に財産処分申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 4 知事は、前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、取得財産等を処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。

（書類の整備等）

- 第19条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度終了後10年間保管しなければならない。

（報告）

- 第20条 知事は、事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができるものとする。

（その他）

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

工事費	本工事費のほか、補助事業の実施に必要な不可欠な配管・配電、防水工事等の工事に必要な経費。
備品購入費	補助事業に必要な機械装置等の購入、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。）
事務費	補助事業及び地域環境活動の実施について、地域住民等に啓発するために必要な諸経費等。ただし、工事費及び備品購入費の合計額の 5% を上限とする。